

山梨県公報

第千九百十八号

平成二十一年

一月二十九日

木 曜 日

目 次

保安林の指定の予定……………	三七
告 示	
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	三七
開発行為に関する工事の完了について……………	三七

告 示

山梨県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

韮崎市円野町下円井字宇波円井二二七六の三、二二七六の四、二二七六の五、二二七九、二二八〇、字池田二五八三の二、二五八三の三、二五八三の四、二五八四の三、二五八四の四、円野町上円井字大日向三四五九の一、三四五九の二、三四六〇の四、三四六二の一、三四六三の四、三四六四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字宇波円井二二七六の三・二二七六の五・二二七九・二二八〇・字池田二五八三の二・二五八四の三・二五八四の四・字大日向三四五九の一・三四五九の二・三四六〇の四・三四六二の一・三四六三の四・三四六四の二(以上二三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 字宇波円井二二七六の四、字池田二五八三の三、

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人笛吹市障がい者を支える会ありがとう

2 代表者の氏名 高野比登美

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町市部八百二十二番地八十七

4 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族に対して、子育て支援及び療育相談、成人後の後見事務等に関する事業を行い、もって障がい者及びその家族の生涯にわたる生活環境の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年一月十五日から同年三月十四日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中央市極楽寺字当時屋一〇三六の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条二百四十三番地三 サンシティ国母一〇六号 横溝智章